

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

本県の北部・西部を中心に、米軍機の低空飛行訓練に関する目撃情報が多く、基地周辺以外(4か所)でも、国及び市町が設置している騒音測定器において、年間100日を超える騒音(70dB以上)が測定されている。

こうした低空飛行訓練により、県民の平穏な日常生活に影響が生じている実態は容認できるものではない。

また、短期間に重大な航空機事故が相次ぎ、十分な原因究明がなされず、詳細説明もないまま、訓練が継続される状況や、岩国基地への空母艦載機部隊の移駐に伴い、騒音(70dB以上)の測定回数が大幅に増加するなど、住民は不安と懸念を抱いている。

については、こうした現状改善のため速やかに次の措置を講じるよう強く要請する。

< 移駐前後における国測定器による騒音(70dB以上)測定回数の比較 >

県内6か所(※H30.4測定開始2か所分除く)のうち、移駐前(H28.12~29. 8)と移駐後(H30.12~R1.8)を同月比較し、伸びが大きい事例

廿日市市八坂公園:6. 5倍 北広島町西八幡原:6. 4倍 大竹市阿多田島:4. 7倍

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- ・ 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないうように具体的に措置すること。
- ・ 地域行事への配慮など、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること。
- ・ 飛行ルート及び訓練内容について、国の責任において関係自治体及び住民へ事前に情報提供すること。

国への提案事項

2 騒音被害の実態把握及び自治体への財政措置を含む必要な対策の実施

- ・騒音被害の解消に向け、学校等の防音対策など必要な措置を講じること。
また、自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること。
例)米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした、空域下の自治体交付金の創設及び学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)
米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設(再編交付金の拡充)
- ・航空機観測カメラや騒音測定器の設置等、調査体制を充実し、実態を把握すること
また、国が設置する騒音測定器の測定結果をすみやかに提供すること。
- ・県内市町が設置する騒音測定器の測定結果を国においても活用すること。

3 航空機の安全対策の徹底等

- ・飛行運用の見直しを含めた、米軍航空機の安全に係る抜本的な対策について、早急に検討し実施すること。
- ・米軍航空機による事故が発生した場合には、当該事故の原因を早期に究明し、実効性ある再発防止策を講じるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- ・米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正を米国側に申し入れること。
- ・米空母艦載機の離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- ・岩国基地滑走路の運用時間(6:30~23:00)を厳守すること。

【提案先省庁：外務省，防衛省】

4 安全・安心な暮らしづくり

(4) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

現状／施策の背景・経緯

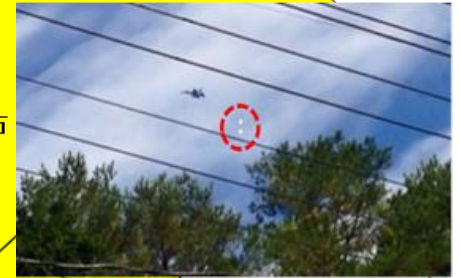
訓練空域下の自治体
への対策はない

空母艦載機部隊の移駐完了(H30.3)
四国沖で岩国所属機が墜落(H30.12)

岩国基地

外来機の飛来, 騒音増

フレア発射訓練(H29.10 北広島町)



平成30年度 米軍機の低空飛行訓練
苦情件数 1,843件
実日数 226日(7市2町)
うち 週末・休日 20日
夜間・早朝 70日

▽騒音(70dB以上)測定回数(12月~8月の比較)

※艦載機移駐: H29.11月末に30機増加, H30.3月末完了 計60機増加

国測定器設置場所	H28.12~H29.8 (A: 移駐前)	H29.12~H30.8 (B: 移駐本格後)	H30.12~R1.8 (C: 移駐後)	増加回数(倍) (C)-(A) (C/A)	最大回数(倍) (A)と(C)の比較
① 大竹市阿多田島	1,129	2,751	2,682	1,553 (2.38)	5月: 128→604 (4.7倍)
② 廿日市市八坂公園	277	500	527	250 (1.90)	5月: 24→155 (6.5倍)
③ 北広島町西八幡原	355	498	645	290 (1.82)	5月: 37→235 (6.4倍)
(6カ所計)	(2,064)	(4,213)	(4,283)	(2,219) (2.08)	



4 安全・安心な暮らしづくり

(4) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管:防衛省)

障害防止工事に対する助成(学校・病院等の防音)

(交付対象) 地方公共団体

(障害の条件) 自衛隊等の航空機の離陸, 着陸等のひん繁な実施

(対象施設) 学校, 病院, 診療所 等

(補助基準) 学校の場合 : 1授業単位時間(50分)のうち, 70dB以上の音響が10回以上
又は80dB以上の音響が5回以上あり, かつ1週間の総時間の20%以上
である場合に補助

(補助率) 10/10

○騒音等による住民の被害事例(市町に寄せられた声)

学校や一般家庭, 役場等から, 米軍機の飛行訓練による騒音等により, 恐怖や平穏な生活に影響が生じたとの被害情報が寄せられている。

- ・朝は戦闘機の音で驚いて目が覚めるほどだ。
- ・乳児がおり, 寝ている途中で何回も飛んでくるので, 起こされ泣いている。
- ・何が起きているのか。二重サッシなど防音措置を講じてもらわないと。
- ・午後8時41分, お寺での法話中大きな音がして迷惑だった。